

標準字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 〃 〇 ー
アイウエオカキクケコサシスセソタチツテトナニヌ
ネノハヒフヘホマミムメモヤユヨラリルレロワン

※帳票種別 ①管轄局署 ③新継再別 ④受付年月日 ⑧業通別 ⑨三者コード ⑩日雇コード ⑪特別加入者

⑭平均賃金 ⑮特別給与の額 ⑯日数査定 ⑰労働者の性別 ⑱労働者の生年月日 ⑲労働者又は発病年月日

②労働保険番号 ⑤労働者の性別 ⑥労働者の生年月日 ⑦労働者又は発病年月日

⑫労働者の住所 ⑰郵便番号 ⑲療養のため労働できなかった期間 ⑳療養を受けなかった日の日数

⑳療養の種類 ㉑口座番号(左詰め) ㉒口座番号(右詰め)

㉓振込の希望 ㉔振込の希望 ㉕口座名義人

⑳傷病の部位及び傷病名 ㉙療養の期間 ㉚療養の現況

㉛療養のため労働することができなかったと認められる期間 ㉜療養の経過

⑫の者については、⑲から㉛までに記載したとおりであることを証明します。

⑫の者については、⑲から㉛までに記載したとおりであることを証明します。

⑫の者については、⑲から㉛までに記載したとおりであることを証明します。

⑫の者については、⑲から㉛までに記載したとおりであることを証明します。

⑫の者については、⑲から㉛までに記載したとおりであることを証明します。

⑫の者については、⑲から㉛までに記載したとおりであることを証明します。

⑫の者については、⑲から㉛までに記載したとおりであることを証明します。

⑫の者については、⑲から㉛までに記載したとおりであることを証明します。

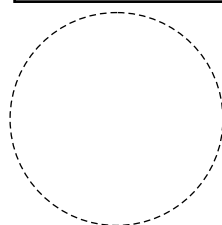
⑫の者については、⑲から㉛までに記載したとおりであることを証明します。

⑫の者については、⑲から㉛までに記載したとおりであることを証明します。

⑫の者については、⑲から㉛までに記載したとおりであることを証明します。

※印の欄は記入しないでください。(職員が記入します。)
裏面の注意事項を読んでから記入してください。
折り曲げる場合には、この所を谷に折りさらに2つ折りにしてください。

(注意) 一、記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用し、様式右上に記載された標準字体にならって、枠からはみださないように大きめのカタカナ及びアラビア数字で明瞭に記載してください。
二、記載すべき事項のない欄又は記入枠は、空欄のままとし、事項を選択する場合には、事項を○で囲んでください。(ただし、⑤及び⑧欄並びに⑥、⑦及び⑩欄の元号については該並置番号を記入枠に記入してください。)
三、□□□□で表示された枠(以下「記入枠」といふ)に記入する文字は、光學式文字読取装置(OCR)で直接読取りを行うので、汚したり、穴をあけたり、必要以上に強く折り曲げたり、のりづけたりしないでください。



上記により休業補償給付又は複数事業労働者休業給付の支給を請求します。
休業特別支給金の支給を申請します。
年 月 日 住所 (方)
請求人の氏名
労働基準監督署長 殿

[注 意]

- 一、所定労働時間後に負傷した場合には、⑲及び⑳欄については、当該負傷した日を除いて記載してください。
- 二、別紙1①欄には、平均賃金の算定基礎期間中に業務外の傷病の療養等のために休業した期間があり、その期間及びその期間中に受けた賃金の額を算定基礎から控除して算定した平均賃金に相当する額が平均賃金の額を超える場合に記載し、控除する期間及び賃金の内訳を別紙1②欄に記載してください。この場合は、⑳欄に、この算定方法による平均賃金に相当する額を記載してください。
- 三、別紙2は、⑳欄の「賃金を受けなかった日」のうちに業務上の負傷又は疾病による療養のため所定労働時間のうちその一部分についてのみ労働した日(別紙2において「一部休業日」という。)が含まれる場合に限り添付してください。
- 四、別紙3は、㉑欄の「その他就業先の有無」で「有」に○を付けた場合に、その他就業先ごとに記載してください。その際、その他就業先ごとに注意二及び三の規定に従って記載した別紙1及び別紙2を添付してください。
- 五、請求人(申請人)が災害発生事業場で特別加入者であるときは、⑳欄には、その者の給付基礎日額を記載してください。
- (一)⑰、⑱、㉑、㉒及び㉓欄の事項を証明することができる書類その他の資料を添付してください。
- (三)事業主の証明は受ける必要はありません。

㉒ 労働者の職種		㉓ 負傷又は発病の時刻		㉔ 平均賃金(算定内訳別紙1のとおり)	
		午 前 後 時 分 頃		円 銭	
㉕ 所定労働時間	午 前 後 時 分 頃	分 前 後 時 分 頃	分 前 後 時 分 頃	㉖ 休業補償給付額、休業特別支給金額の改定比率 (平均給与額) (証明書のとおり)	
㉗ 災害の原因、発生状況及び発生当日の就労・療養状況 (あ)どのような場所で(い)どのような作業をしているときに(う)どのような物又は環境に(え)どのような不安全な又は有害な状態があつて(お)どのような災害が発生したか(か)㉗と初診日と災害発生日が同じ場合は当日所定労働時間内に通院したか、㉗と初診日が異なる場合はその理由を詳細に記入すること					
㉘ 厚生年金保険等の受給関係	(イ) 基礎年金番号	(ロ)被保険者資格の取得年月日			
	(ハ) 当該傷病に 関して支給 される年金 の種類等	年金の種類	厚生年金保険法の	イロハニホ	年金の種類
		障害等級	国民年金法の	障害基礎年金	障害年金
	支給される年金の額	船員保険法の	障害年金	等級	円
	支給されることとなった年月日	年	月	日	
	基礎年金番号及び厚生年金等の年金証書の年金コード				
	所轄年金事務所等				

- 六、第二回目以後の請求(申請)の場合には、(一)⑰、⑱、㉒及び㉓欄については、前回の請求又は申請後の分について記載してください。
- (二)㉔欄から㉖欄まで及び㉗欄は記載する必要はありません。
- (三)別紙1(平均賃金算定内訳)は付する必要はありません。
- (四)その請求(申請)が離職後である場合(療養のために労働できなかった期間の全部又は一部が離職前にある場合を除く。)には、事業主の証明は受ける必要はありません。
- 七、休業特別支給金の支給の申請のみを行う場合には、㉘欄は記載する必要はありません。
- 八、複数事業労働者休業給付の請求は、休業補償給付の支給決定がなされた場合、遡って請求されなかったものとみなされます。
- 九、㉙「その他就業先の有無」欄の記載がない場合又は複数就業していない場合は、複数事業労働者休業給付の請求はないものとして取り扱います。
- 十、疾病に係る請求の場合、脳・心臓疾患、精神障害及びその他二以上の事業の業務を要因とすることが明らかでない疾病以外は、休業補償給付のみで請求されることとなります。

㉙ その他就業先の有無	
有	有の場合のその数 (ただし表面の事業場を含まない)
無	社
有の場合でいずれかの事業で特別加入している場合の特別加入状況 (ただし表面の事業を含まない)	労働保険事務組合又は特別加入団体の名称
	加入年月日 年 月 日
	給付基礎日額 円
労働保険番号(特別加入)	

社会保険 労務士 記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏 名	電 話 番 号
			() -

労働保険番号					氏名		災害発生年月日	
府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号			年 月 日	

平均賃金算定内訳

(労働基準法第12条参照のこと。)

雇入年月日		年 月 日		常用・日雇の別		常用・日雇			
賃金支給方法		月給・週給・日給・時間給・出来高払制・その他請負制				賃金締切日	毎月 日		
A	よって支払ったもの期間に	賃金計算期間		月 日 日から 日まで	月 日 日から 日まで	月 日 日から 日まで	計		
		総日数		日		日 (イ)		日	
		賃金	基本賃金		円		円		円
			手当						
			手当						
			計		円		円 (ロ)		円
B	日若しくは時間又は出来高払制その他	賃金計算期間		月 日 日から 日まで	月 日 日から 日まで	月 日 日から 日まで	計		
		総日数		日		日 (イ)		日	
		労働日数		日		日 (ハ)		日	
		賃金	基本賃金		円		円		円
			手当						
			手当						
計			円		円 (ニ)		円		
総計		円		円		円 (ホ)			
平均賃金		賃金総額(ホ)		円÷総日数(イ)		= 円 銭			
<p>最低保障平均賃金の計算方法</p> <p>Aの(ロ) 円÷総日数(イ) = 円 銭 (イ)</p> <p>Bの(ニ) 円÷労働日数(ハ) × $\frac{60}{100}$ = 円 銭 (ロ)</p> <p>(イ) 円 銭+(ロ) 円 銭 = 円 銭 (最低保障平均賃金)</p>									
日日雇い入れられる者の平均賃金(昭和38年労働省告示第52号による。)	第1号又は第2号の場合	賃金計算期間	(イ) 労働日数又は労働総日数	(ロ) 賃金総額	平均賃金 $(ロ) \div (イ) \times \frac{73}{100}$				
	第3号の場合	月 日 日から 日まで	日	円	円 銭				
	第4号の場合	都道府県労働局長が定める金額		円					
漁業及び林業労働者の平均賃金(昭和24年労働省告示第5号第2条による。)	平均賃金協定額の承認年月日		年 月 日	職種	平均賃金協定額 円				
	<p>① 賃金計算期間のうち業務外の傷病の療養等のため休業した期間の日数及びその期間中の賃金を業務上の傷病の療養のため休業した期間の日数及びその期間中の賃金とみなして算定した平均賃金(賃金の総額(ホ)－休業した期間にかかる②の(リ)) ÷ (総日数(イ)－休業した期間②の(チ))</p> <p>(円－ 円) ÷ (日－ 日) = 円 銭</p>								

② 業務外の傷病の療養等のため休業した期間 及びその期間中の賃金の内訳				
賃金計算期間	月 日から 月 日まで	月 日から 月 日まで	月 日から 月 日まで	計
業務外の傷病の療養等のため 休業した期間の日数	日	日	日	(イ) 日
業務外 の傷病 中の 療養 等の ため	基本賃金	円	円	円
	手当			
	手当			
	計	円	円	円
休業の事由				

③ 特 別 給 与 の 額	支払年月日	支払額
	年 月 日	円
	年 月 日	円
	年 月 日	円
	年 月 日	円
	年 月 日	円
	年 月 日	円
	年 月 日	円

[注意]

③欄には、負傷又は発病の日以前2年間（雇入後2年に満たない者については、雇入後の期間）に支払われた労働基準法第12条第4項の3箇月を超える期間ごとに支払われる賃金（特別給与）について記載してください。

ただし、特別給与の支払時期の臨時的変更等の理由により負傷又は発病の日以前1年間に支払われた特別給与の総額を特別支給金の算定基礎とすることが適当でないと認められる場合以外は、負傷又は発病の日以前1年間に支払われた特別給与の総額を記載して差し支えありません。

様式第8号 (別紙2)

労働保険番号					氏名	災害発生年月日
府県	障	管轄	基幹番号	枝番号		年 月 日

① 療養のため労働できなかつた期間 _____年_____月_____日から_____年_____月_____日まで_____日間
--

② ①のうち賃金を受けなかつた日の日数 _____日

③ ②の日数の内訳	全部休業日 _____日
	一部休業日 _____日

④ 一部休業日の年月日及び当該労働者に対し支払われる賃金の額	年 月 日	賃金の額	備考
		年 月 日	円

[注意]

- 1 「全部休業日」とは、業務上の負傷又は疾病による療養のため労働することができないために賃金を受けない日であつて、一部休業日に該当しないものをいうものであること。
- 2 該当欄に記載することができない場合には、別紙を付して記載すること。

複数事業労働者用

① 労働保険番号(請求書に記載した事業場以外の就労先労働保険番号)

都道府県	所掌	管轄	基幹番号				枝番号			

② 労働者の氏名・性別・生年月日・住所

(フリガナ氏名)	男	生年月日
(漢字氏名)	女	(昭和・平成・令和) 年 月 日
〒	—	
(フリガナ住所)		
(漢字住所)		

③ 平均賃金(内訳は別紙1のとおり)

円	銭
---	---

④ 雇入期間

(昭和・平成・令和) 年 月 日 から 年 月 日 まで

⑤ 療養のため労働できなかつた期間

令和 年 月 日 から 年 月 日 まで

⑥ 賃金を受けなかつた日数(内訳は別紙2のとおり) 日間のうち 日

⑦ 厚生年金保険等の受給関係

(イ)基礎年金番号 _____ (ロ)被保険者資格の取得年月日 年 月 日

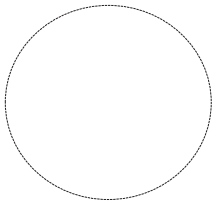
(ハ)当該傷病に関して支給される年金の種類等

年金の種類 厚生年金保険法の イ 障害年金 ロ 障害厚生年金
 国民年金法の ハ 障害年金 ニ 障害基礎年金
 船員保険法の ホ 障害年金

障害等級 _____ 級 支給されることとなつた年月日 年 月 日

基礎年金番号及び厚生年金等の年金証書の年金コード

所轄年金事務所等 _____



上記②の者について、③から⑦までに記載されたとおりであることを証明します。

年 月 日

事業の名称

電話() —

事業場の所在地

事業主の氏名

労働基準監督署長 殿

社会保険 労務士 記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏名	電話番号
			() —